

全海婦本発 22-010 号  
令和 4 年 5 月 16 日

立憲民主党

代表 泉 健太 殿



## 陳 情 書

貴職におかれましては、平素よりわが国の海運・水産産業の発展にご尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

私ども全国海友婦人会は、船員・元船員の家族、遺家族、海事産業で働く者とその家族などにより構成され、全国 60 の支部をもち、会員約 2000 人の婦人団体でございます。

さて、四面環海のわが国において、海運・水産産業は、物資・旅客の海上輸送や食用水産物の安定的な供給などを通じ、国民生活の安定や経済の維持・発展に極めて重要な役割を担っております。さらに、大規模災害時には大量の物資や人員の緊急輸送を担うなど、船舶の有用性が広く認識されているところです。

しかしながら、海運・水産産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、とりわけ船員の高齢化や後継者不足への対応が喫緊の課題となっております。

貴職におかれましては、わが国における海運・水産産業で働く船員とその家族の現状につきまして改めてご理解いただき、下記の課題につきまして格段のお力添えを賜りますよう、船員の留守を預かる家族の立場から切にお願い申し上げる次第です。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症

外航船や遠洋漁船における船員の乗下船（交代）に関する問題については、国際的な連携により長期乗船者は減少傾向にあるものの、依然予断を許さない状況にある。また、フェリー・旅客船では、コロナ禍での人流の制限に伴い、厳しい経営環境が続いている。長期乗船・勤務を伴う海上労働の特殊性を踏まえ、船員が安心して職務を行えるよう、引き続きの新型コロナワクチン接種のための配慮と併せ、船員交代のさらなる円滑化、雇用維持のための支援継続など、万全のコロナ対策を講じていただきたい。

## 2. 「海の日」の7月20日への固定化

平成7年に「海の恩恵に感謝し、海洋国家日本の繁栄を願う」という趣旨で実現した国民の祝日「海の日」は、ハッピーマンデー制度により、平成13年から7月の第3月曜日へと変更された。本来の制定趣旨が国民に広く理解され、もって海への憧れや関心の高揚を図っていくことは、船員後継者の確保・育成、ひいては海事産業全体の発展にもつながるものである。古来より海からの恩恵とともに発展してきた海洋国家日本として、「海の日」の7月20日への固定化に向けた取り組みを一層推進いただきたい。

## 3. 船員の確保・育成

わが国の船員数は減少傾向が続いており、海運・水産産業を支える船員後継者の確保・育成は喫緊の課題となっている。将来にわたって物資や旅客の海上輸送および水産資源の安定的な供給体制を確保すべく、国の各種計画や基本方針に明記されている船員の確保・育成を具現化するための諸施策の立案・実施をはじめ、船員職業を志望する人材が海運・水産産業で就労し活躍していくための雇用促進、海技教育機構をはじめとする船員養成教育機関の定員拡大と受け入れ体制の整備、幅広い年齢層への海や船の魅力を伝える広報活動の推進を図っていただきたい。

## 4. 洋上投票制度

洋上投票を行う場合、本邦出港前に投票送信用紙を取得する必要があるため、三国間航路就航船に乗り組む船員や本邦以外の港で乗船（交代）する船員は、現行の制度上、投票送信用紙を取得できない。さらに、本邦出港後に対象選挙が実施されないまま、はじめて本邦に入港した際、投票送信用紙を一度返却し再度取得する必要があるから、本邦入港期間の短い船舶では再取得自体が困難である。多様化した船舶の運航形態に応じて、すべての船員が公民権を行使できるよう、柔軟な対応や運用を図っていただきたい。

## 5. 船員税制確立への取り組み

船員は、家族や陸上社会と離れ、職住一体となった特殊な労働環境のもとにあり、行政サービスの受益が一定程度制限されている。住民税の減免は、各自治体の裁量により可能であるところ、現在、三重県の四日市市・鳥羽市・志摩市、静岡県焼津市、愛媛県の今治市の5自治体で実施されており、他の地域へのさらなる拡大に向けて支援いただきたい。また、関係行政機関と連携のもと、国策としての船員に対する政策減税（所得税減免）の導入に向け取り組んでいただきたい。

## 6. 情報通信インフラの整備

家族や地域社会と遠く離れた海上で就労する船員にとって、家族とのコミュニケーションや陸上社会とのつながり、船員のメンタルヘルスの維持などの観点から、海上における情報通信インフラの整備は必要不可欠である。高速衛星通信が利用可能となる海上ブロードバンド設備の設置促進、料金の低廉化に向けて支援いただきたい。また、日本沿岸航行時に存在する携帯電話や地上デジタルテレビ放送の電波不感地帯の解消も含め、船陸間通信の充実を図っていただきたい。

## 7. 海洋プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみは、年間約 800 万トンにも及び、様々な環境問題の原因となっている。特に、日本近海でのマイクロプラスチック漂流量は世界平均の約 27 倍とも言われ、海洋生物のプラスチックごみ誤食による生態系の破壊、プラスチックごみに付着する有害物質の生物濃縮に対する懸念は、水産資源の悪化や水産物への風評被害を招きかねない。海洋プラスチックごみの発生を抑制するため、関係者と連携し、投棄規制の強化とともに、既に海洋に流出しているプラスチックごみ回収を推進いただきたい。

## 8. 捕鯨対策

わが国では、古来より多くの捕鯨文化が伝承され、日本人と鯨が歩んできた捕鯨の伝統と食文化は、わが国に欠かせない歴史の一部であり、国として捕鯨文化を後世に伝承しなければならない。令和元年にわが国の領海と排他的経済水域内で再開された商業捕鯨については、周年操業を可能とする生産体制の確保、捕獲対象鯨種と捕獲枠の拡大が課題となっている。そのため、老朽化した捕鯨母船の代替建造を支援するとともに、早期に捕獲対象鯨種と捕獲枠を拡大し、商業捕鯨の安定化に取り組んでいただきたい。

## 9. 東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災から約 11 年が経過したが、地域産業や商店街など復興途上にある地域が今なお存在する。被災地に活気を取り戻し、日本人の食の一翼を担っている水産産業を継承していくためにも、今後も復興・創生に向けた取り組みを継続していただくとともに、引き続き「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の具体化に向けて、「知ってもらおう」、「食べてもらおう」、「来てもらおう」などの対策を推進いただきたい。

以上